

# 取締役の 第三者に対する責任

## 一・本日の相談

中堅の建材メーカーである当社は、一年ほど前から建設会社のA社との取引を行うようになったのだが、このほどA社は経営が悪化して不渡りを出して破産してしまっただけで、当社の売掛金約1000万円は回収できないまま破産債権となってしまったので、損害は避けられない状況となった。そこで、善後策を協議するため関係部署が召集されたが、法務部の公平を中心として議論が行われているところである。

役員 A社の社長Xを信頼して取引を行ったのに、経営が危ないことを隠して当社との取引を拡大し、結果的に建材の仕入れ代金を踏み倒したXの個人責任を問いたい。何か、良い方法はないだろうか。  
公平 まず考えられるのは、代金を支払えないことを知りながら仕入れた後で倒産したような場合には、いわゆる取込詐欺として不法行為責任（民法七〇九条）を問うことが考えられます。しかし、不法行為責任を追求するには、Xが詐欺の故意過失をもって取引したこ

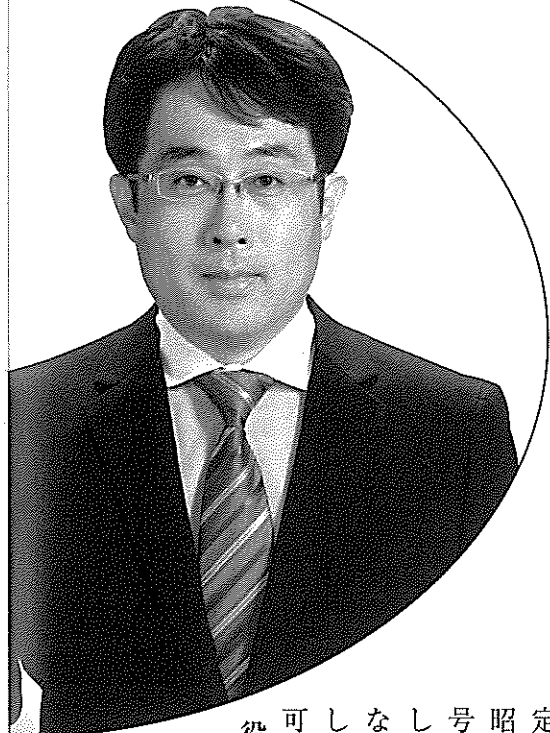
との立証責任が当社にあるため、ハードルは高いと思われまます。  
役員 他に方法はないのか。  
公平 取締役の第三者に対する責任（会社法四二九条一項）を追求することが考えられます。これであれば、取込詐欺の立証よりは責任を追究しやすと考えられます。  
役員 それは、不法行為責任とはどう違うのか。

## 二・取締役の第三者に対する責任の法的性質

公平 会社法四二九条一項の要件は、①役

員（取締役、監査役、会計参与、執行役員、会計監査人）等が、②職務を行うについて悪意または重大な過失があったとき、③第三者に生じた損害賠償責任を負う、というものです。  
つまり、第三者に損害を生じさせることについての故意過失は必要なく、会社の職務行為に対する悪意または重大な過失があれば足りるとしているところが、民法上の不法行為責任とは異なります。  
役員 ほう。それはいいな。要するに仕事で第三者に損害を与えたら、職務についての悪意または重大な過失があれば、損害を被った第三者に対しても取締役が責任を負うということだな。  
公平 おっしゃるとおりです。この責任の法的性質については、会社の経済社会に占める地位及び役員等の職務の重要性を考慮し、第三者保護の立場から、第三者に対する権利侵害や故意過失を問題としない、損害賠償責任を認めた特別の法定責任であると説明され、判例（最大判昭和四四年一月二六日民衆二三卷一〇号二一五〇頁）も同様に解しています。したがって、不法行為責任とは別の責任なので、不法行為が成立する場合でも、しない場合でも、この責任は別途生じる可能性がある訳です。

役員 了解した。それでは、本件でXに対して、会社法四二九条の責任を問う上で何か問題になることはあるかな。



## （第20回） 法務部員 公平太郎の 法務相談室

あつし 佐藤 篤志  
さとう 弁護士  
東京佐藤法律事務所 弁護士  
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

## 三・職務を行う上での悪意・重過失

公平 はい、当社は、結果的には納品した商品の代金を踏み倒されたわけですが、実はこれによってA社が損をした訳ではありません。それが、A社に対するXの任務懈怠といえるのか、「職を行う上での悪意・重過失」の意義が問題となります。

役員 たしかに、会社に対する任務懈怠というためには、会社に何の損失もない場合は責任を問えるのか疑問とも思えるな。

公平 はい、この点について学説では、債務超過またはそれに近い状態の株式会社は、株主が有限責任の結果失うものがないためイチかバチかの投機に走りやすいこと、および、営業を継続すれば取締役への報酬等の支払い等により会社の財務状況はますます悪化すること等から、会社債権者の損害拡大を阻止するためには再建可能性・倒産処理等を検討すべき義務が善管注意義務として課されており、その任務懈怠が問題となる、等と説明されています。

役員 そうすると、代金支払いの見込みが

立たないことを予見できる程度に財務状態が悪化していれば責任が認められる可能性は高いということになるな。  
公平 おっしゃるとおりです。

## 四・本事例におけるXの責任

役員 Xは、経営が危ないことを隠して当社との取引を続けたのだから、当然、第三者に対する責任は認められるのだろう。

公平 それは、A社財務状態がどうだったのかによります。破産手続の申立資料として会計資料も提出されているはずなので、まずは裁判所で閲覧・謄写をしてみてください。

役員 会計資料なら、取引を開始するにあたって三期末を提出させたが、信用調査はパスしているはずだ。  
公平 確かにとおっしゃるとおりです。したがって、この一年で急速に経営状態が悪

## 五・まとめ

化したことになりましたが、突発事故でもない限り、この様な短期間で経営が破綻するまでに至るのは不可解です。そもそも当初提出してもらった財務諸表が真正なものだったかどうかというところから検証する必要はありそうです。もし、悪質な粉飾決算をしていたのであれば、不法故意責任を問う可能性も出てきますので、慎重に検討してみます。

役員 そうだな。宜しく頼む。

今回は、古くて新しい会社法の論点に関する裁判例を取り上げました。大阪高裁平成二六年二月一九日（判時一二五〇号八〇頁）では、代表者が、会社の経営状態が悪化しているのを認識していたにもかかわらず、経営改善のための抜本的な対策を講じた形跡がない状況において、「会社債権者にそれ以上の損害を避けるために、取引の停止や倒産処理等を検討し、選択すべきであったのにこれを怠り、漫然と・・・商品購入を継続させ、控訴人に損害を与えた」として、上記学説と同様の立場から代表者の責任を肯定しました。なお、不法行為責任も追求されましたが、これは否定されています。

役員 経営者にとって引き際は難しいものですが、引き際を誤ると取引先に迷惑をかけるだけでなく、個人的な責任も負う可能性があることは念頭に置いておきたいところです。

以上